

北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業 実施方針

1 趣旨

農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せて国土の保全に資する、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、農地や土地改良施設の利活用に係る地域住民の共同生活（以下「地域住民活動」という。）の活発化を図ることが重要である。

このような中、本道の中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化を図ることが地域農業の重要な課題となっていることから、地域住民活動の多様な展開を促進することにより地域の活性化を図ることが重要である。

北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業（以下「本事業」という。）は、これらの観点から、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号）（以下「対策要綱」という）、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領（平成5年4月1日付け5構改D第209号）（以下「対策要領」という）、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱（平成10年8月24日付け10構改D第244号）及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要領（平成10年8月24日付け10構改D第245号）に基づき、本道の中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援等を実施するものである。

2 事業実施対象市町村

対策要領第2の2に規定する中山間地域及びこれらの市町村と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域並びに中山間ふるさと・水と土保全対策に基づく基金を造成している市町村で、別表に掲げるとおりとする。

3 事業実施主体

北海道

4 事業内容

本事業の事業内容は、次のとおりとする。

(1) 地域活動支援事業

多様な地域住民活動の活性化を図るため、活動団体に対して、次の支援を行う。

① 地域の現状把握及び住民意識の醸成

地域資源の点検や住民の意識調査、アドバイザーを招いた勉強会の開催、先進地調査などを実施し、地域の現状把握と地域づくりへの住民意識の醸成を図る。

② 活動計画の作成

①の活動を通して目指す姿とそれを実現するための活動内容や目標等を定めた3年程度の活動計画を作成する。

③ 実践活動

(2)の北海道ふるさと・水と土指導員(以下「指導員」という。)や(3)の北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会(以下「委員会」という。)委員のアドバイスを受けて、②で作成した活動計画に基づく活動を実践する。

なお、毎年度、活動結果を評価・検証し、次年度以降の活動のステップアップを図るものとする。

(2) 研修事業

地域住民活動を推進する人材として指導員を委嘱し、活動の実践や指導・助言のスキルアップを図るため、別紙に掲げる研修等を行う。

① 指導員の委嘱

北海道ふるさと・水と土指導員設置要領に基づき、指導員を委嘱する。

② 各種研修会の開催等

指導員を対象にした、地域マネジメントの考え方や地域づくりの手法習得などについて、講演や現地調査、ワークショップなどを内容とする研修会を開催する。

また、地域の活動内容等を紹介する情報誌を発行するほか、活動の参考となる書籍等を配布する。

③ 全国研修会等への派遣

農林水産省及び全国土地改良事業団体連合会が開催するふるさと水と土基金全国研修会をはじめとした、地域づくりに資する研修会に指導員等を派遣する。

④ 指導員会の設置

指導員相互の情報交換や交流等を目的とする指導員会を設置する。

(3) 推進事業

本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、次の取組を行う。

① 委員会の設置

対策要綱第7の1に基づき、委員会を設置し、本事業の効果的な推進のための助言等を受ける。

② 啓発・普及活動の実施

本事業の円滑な推進を図るため、市町村や関係機関・団体、各種活動団体等に対し、事業制度や活動事例などの情報提供を行う。

5 他の施策等との連携

本事業の実施に当たっては、事業の効果を向上させるため、積極的に地域活性化に資する関連施策等との連携を図る。

附則（事業実施計画（平成22年度～平成26年度））

この実施方針は、平成22年4月1日から実施する。

附則（事業実施計画（平成27年度～平成31年度））

この実施方針は、平成27年4月1日から実施する。

附則（事業実施計画（令和2年度～令和6年度））

この実施方針は、令和2年5月27日から実施する。

別表

事業実施対象市町村一覧

総合振興局等名	市町村名
石狩 1市1村	<u>石狩市</u> 、新篠津村
渡島 2市9町	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜山 7町	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後志 1市12町 6村	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
空知 9市14町	夕張市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、 <u>岩見沢市</u> 、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
上川 4市14町 2村	<u>旭川市</u> 、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、美瑛町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
留萌 1市6町1村	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷 1市8町 1村	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
十勝 2市13町 1村	<u>北見市</u> 、紋別市、美幌町、大空町、津別町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
胆振 2市7町	登別市、 <u>伊達市</u> 、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
日高 7町	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
十勝 14町1村	士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、更別村、 <u>幕別町</u> 、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路 1市6町1村	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町
根室 1市3町	根室市、別海町、標津町、羅臼町
合計	25市、120町、14村 計159市町村

(※下線は、一部指定されている市町村)

◆◆◆ 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業に係る研修計画 ◆◆◆

北海道ふるさと・水と土指導員（以下「指導員」という。）及び北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業を担当する道・市町村の職員等が、地域づくりを効果的に支援できるよう、地域支援に対する意識を醸成し、地域マネジメントや地域づくりの具体的な手法などを習得するための研修を実施する。

□研修事業一覧

	項 目	方 法 等	対 象	実施時期 (目安)
1	全 国 研 修 会	国内における先進事例を通して支援内容や方法などについて学ぶため、農林水産省が共催しふるさと保全ネットワークが開催する研修会へ指導員等を派遣する。	指導員、各(総合)振興局、道農村設計課	9月頃
2	地域づくり研修会	中山間地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活発化を図るため、地域マネジメントの考え方や地域づくりの手法等を学ぶために必要な講師を招聘し開催する。	指導員、道、市町村、土地改良区、農業者等	1～2月
3	現 地 研 修	道内の地域づくり活動の先進地を訪れ、地域づくりに携わるリーダーとの意見交換や具体的な手法を学ぶ現地研修を実施する。	指導員、各(総合)振興局、道農村設計課	7～8月、 10～11月
4	指 導 員 会 (幹 事 会)	指導員会の効果的・効率的な運営や指導員の資質向上に向けた研修内容等を検討するため、指導員会(幹事会)を開催する。	指導員幹事、道農村設計課	5～6月、 1～2月
5	指 導 員 会 (研 修 会)	指導員相互の情報交換等を推進することを目的に、指導員の活動を推進するために必要な研修(必要に応じて講師を招聘)を開催する。	指導員、各(総合)振興局、道農村設計課	1～2月
6	指 導 員 会 (振興局・ブロック 別 会 議)	振興局で指導員同士の結びつきを強め、活発な交流と意見交換を行うことにより、指導員活動全体の活性化を図るため、振興局又は同一ブロック内の複数の振興局の共催により開催する。	指導員、各(総合)振興局等	適時
7	里づくりの発行	指導員の地域づくりへの支援や、活動の参考になる情報などを掲載した活動情報誌「里づくり」を発行する。	指導員、市町村、各(総合)振興局、土地改良区等、日本型直接支払実施団体	7月及び 12月
8	里づくり通信(仮)	指導員の当該事業に対する関心を高めるとともに、意識の向上を図るため、各研修の案内及び報告、委員会活動、又は、各指導員の活動報告等の情報を発信する。	指導員、各(総合)振興局	適宜更新 (月1回)